

日進市パートナーシップ宣誓制度（案）について

1 趣旨

誰もが個人として尊重され、多様性を認め合い、ともに暮らしていける地域社会の実現を目指し、パートナーシップの関係にある二人がその自由な意思によりパートナーシップの宣誓を行うことができる制度とする。

2 定義

(1) パートナーシップ

互いを人生のパートナーとして、対等な立場で、継続的な共同生活をし、又はすることを約束している二人の関係をいう。

(2) 宣誓

パートナーシップの関係にある二人が、お互いのパートナーであることを市長に対して宣誓することをいう。

3 宣誓をすることができる者

宣誓をすることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する方です。

- (1) 宣誓日において成年であること。
- (2) 宣誓者同士が民法第734条から第736条までの規定により婚姻が禁止された関係（パートナーシップの関係にある者が、養子縁組をしている又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。）にないこと。
- (3) 宣誓者のうち双方又は一方が、市内に住所を有し、又は宣誓日から1月以内に市内への転入を予定していること。
- (4) 宣誓者同士が婚姻（日本法により効力を認められる婚姻に限る。）をしていないこと。
- (5) 宣誓者のいずれもが宣誓をしようとする相手以外の者と婚姻（事実上の婚姻関係を含む。）をしておらず、かつ、パートナーシップの関係にないこと。

4 宣誓の方法

宣誓者は、宣誓日を予約のうえ、自署したパートナーシップ宣誓書とパートナーシップ宣誓事項確認書に必要書類を添えて市長に提出していただきます。

5 必要書類

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日以前3月以内に発行されたものに限る。）。ただし、市内への転入を予定している者にあつては、その事実が確認できる書類（転出証明書等）
- (2) 戸籍抄本（宣誓日以前3月以内に発行されたものに限る。）。ただし、宣誓者が外国籍である者にあつては、外国の官憲が発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書及び当該書類に係る日本語の翻訳文
- (3) 通称名を記載する場合は、当該通称名を証する書類
- (4) 本人確認書類（運転免許証等）

6 交付する書類について

- (1) パートナーシップ宣誓書受領証（A4サイズ）
- (2) パートナーシップ宣誓書受領カード（運転免許証サイズ）

7 再交付

紛失等により再交付を受けたいときは、再交付申請書により申請することができます。

8 宣誓書受領証等の変更

宣誓書受領証等の内容に変更があつたときは、変更届出書に宣誓書受領証等及び変更内容を確認できる書類を添えて提出していただく必要があります。

9 返還

- (1) 宣誓書受領証等の交付を受けた者は、次のいずれかに該当するときは、返還届出書に当該宣誓書受領証等を添えて返還してください。
 - ア 宣誓に係るパートナーシップの関係を解消したとき。
 - イ 宣誓をすることができる者の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、返還決定通知書にて宣誓書受領証等の返還を求めます。その場合、宣誓書受領証等の交付を受けた者は、宣誓書受領証等を市長に返還しなければなりません。
 - ア 宣誓時の内容や書類に虚偽があることが判明したとき。
 - イ 宣誓をすることができる者の要件に該当していないことが判明したとき。

ウ 宣誓書受領証等を不正に利用し、又は変造したことが判明したとき。

エ 返還の際、二人の宣誓書受領証等がそろって返還されないとき。

※返還がなかったときは、交付した宣誓書受領証等の番号を、市ホームページにて公開します。

10 無効となる宣誓

宣誓時の内容や書類に虚偽があることが判明したとき、宣誓をすることができる者の要件に該当していないことが判明したとき、宣誓書受領証等を不正に利用し、又は変造したことが判明したときは、無効とします。

返還の際、二人の宣誓書受領証等がそろって返還されないときは、一人の宣誓書受領証等が返還されたときから将来に向かってのみ効力を失います。

11 その他

- (1) 本制度は、要綱に基づくもので、婚姻や養子縁組と異なり、法律上の効果が生じるものではありません。
- (2) 戸籍や在留資格等が変わるものではありません。
- (3) 宣誓、宣誓書受領証等の発行による手数料はかかりません。ただし、必要書類の取得に関する手数料は自己負担となります。